5. 広域入所の申込みについて ※市外在住者→守谷市保育所 の場合

< A. 守谷市に転入予定がある場合> 【提出先】守谷市役所すくすく保育課 窓口

●入所希望月の前月末の最終開庁日17時までに、守谷市に転入して**住民登録の手続きを完了するこ** とを申込条件に、「転入予定者」として取り扱います。

なお、それまでに手続きが確認できなかった場合には、保育所利用承諾の取消(または保育の実施の解除)となる可能性がありますので、ご留意ください。

●守谷市指定書式の申込書類に加え、「転入確約書」および以下の添付書類の提出が必要となります。

【添付書類 1】 転入予定地が確認できるもの(次のいずれかの資料)

- 不動産売買契約書の写し ※住所、契約者(押印されたもの)、引渡日のわかる箇所を添付してください。
- •賃貸契約書の写し ※住所、契約者(押印されたもの)、入居開始日のわかる箇所を添付してください。
- 同居同意書 ※祖父母等の家に同居される場合は、同居予定者に記入してもらい、添付してください。

【添付書類 2】 <u>入所希望月の前年度の</u>市区町村民税の課税証明書(父母 1 部ずつ、コピー可) 《例》 令和 8 年度入所申込みの場合 → 令和 7 年度の市区町村民税の課税証明書の提出が必要 ※課税証明書の提出がない場合、申込みは受付できますが、同一点数時の審査において不利な取扱いとなります。

●現在育児休業中の方については、入所翌月15日までに復職することが前提での申込み以外は、受付できません。

※県外など遠方により、受付期間内に来庁する都合がどうしてもつかない場合は、お住まいの市区町村の保育担当課を通して 提出してください。余裕を持って、守谷市への締切日の10日程度前までを目途に提出してください。市区町村の担当者に は「広域入所協議書は不要で、申込書類の転送のみでよいと守谷市役所に聞いている」とお伝えください。

〈B. 守谷市に転入予定がない場合〉 【提出先】お住まいの市区町村の保育担当課

- ●一次受付ではお申込みいただけません。例外として、以下の場合は一次受付から申込みが可能です。
 - 守谷市内で保育士として就労する場合
 - ひとり世帯等、保育の必要性が高いと認められる場合
 - ・すでに市内施設の3~4歳児クラスに入所している児童の、翌年度の継続利用を希望する場合
- ●入所が決定した場合でも、単年度入所(年度末までの入所)となります。次年度も引き続き入所を希望する場合は、改めて次年度の入所申込みをし、利用調整を受ける必要があります。
- ●お住まいの市区町村を通しての申込み及び結果通知となります。締切日の10日程度前までを目途 <u>に</u>、お住まいの市区町村の保育担当課に「<u>現在お住まいの市区町村指定書式</u>の申込書類」と、守谷市 の指定書式である「<u>管外受託用 広域入所確認シート</u>」をご提出ください。
- ●現在育児休業中の方については、入所翌月15日までに復職することが前提での申込み以外は、受付できません。また、転入予定のない方は、「育休延長許容」での申込みは受付できません。